

当社株主総会における新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせを2ページ目に記載しておりますので、必ずご確認ください。

第59回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2020年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 和歌山市坂田85番地
当社本社『ハイビジョンホール』

本年より、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取りやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

例年開催しておりました株主総会終了後の工場見学会につきましては、今回は取りやめとさせていただきます。あらかじめご了承ください。

■ 目次

第59回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件	13
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	19
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件	24
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	25
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対して報酬として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与する件	26
事業報告	29
連結計算書類	51
計算書類	53
監査報告書	55

証券コード 6222
2020年6月3日

株 主 各 位

和歌山市坂田85番地
株式会社 島精機製作所
代表取締役社長 島 三 博

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。2020年6月24日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 和歌山市坂田85番地 当社本社『ハイビジョンホール』
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第59期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対して報酬として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与する件

以 上

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shimaseiki.co.jp/irj/irj.html>) に掲載させていただきます。
- ◎法令および当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shimaseiki.co.jp/irj/irj.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - ②計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表
- なお、当該連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎本年より、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取りやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されております。株主の皆様におかれましては、株主総会開催当日における国内の感染状況、ご自身の健康状態をご確認いただき、議決権の行使につきましては、書面(郵送)やインターネットにより議決権を行使いただくこともできますので、感染リスクの回避を最優先にご判断くださいますよう、お願い申し上げます。

株主総会にご出席される株主様は、マスク着用のうえ感染予防対策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方は、ご出席について十分にご検討をお願い申し上げます。

感染拡大防止を目的として、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できず、ご入場をお控えいただく場合がございますのでご了承ください。

会場の当社スタッフは、マスクを着用させていただきます。また、会場内には株主様のための消毒液を設置いたします。ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただく場合がございます。その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

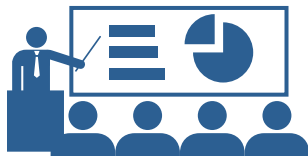
今後の状況により、株主総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。(<https://www.shimaseiki.co.jp/irj/irj.html>)

※例年開催しておりました株主総会終了後の工場見学会につきましては、今回は取りやめとさせていただきます。あらかじめご了承ください。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の場合

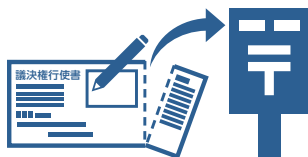


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2020年6月25日（木曜日）午前10時

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年6月24日（水曜日）午後5時45分到着

インターネットによる行使の場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月24日（水曜日）午後5時45分まで

詳細は次ページをご覧ください

※書面とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使の内容を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後の議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

議決権行使期限

2020年6月24日(水曜日) 午後5時45分まで



QRコードを読み取る方法

QRコードを読み取りいただくことで
「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要に



議決権行使書副票(右側)

【アクセス手順】

- ①お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取りいただき、ログイン。
- ②ログイン後は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

⚠️ 上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は…

下記に記載の案内に従ってログインしてください。

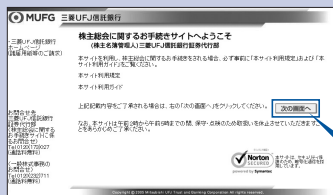


ログインID・仮パスワードを入力する方法

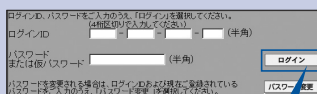
パソコン、携帯電話、2回目以降のスマートフォンの場合

【アクセス手順】

①WEBサイトへアクセス



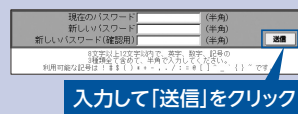
②「ログインID」と「仮パスワード」を入力



入力して「ログイン」をクリック

「次の画面へ」をクリック

③新しいパスワードの入力



入力して「送信」をクリック

④以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

☎0120-173-027

(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社では、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、事業の持続的な発展を通じて、安定した配当を長期にわたって継続することを基本方針としております。

そのうえで、長期的視点に立った成長投資および今後の事業展開に備えた内部留保にもバランス良く配分を行う方針であります。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、下記のとおり1株につき15円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は517,666,110円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日といたしたいと存じます。

なお、中間配当につきましては、1株につき20円をお支払いいたしておりますので、中間配当と期末配当を合わせた年間配当金は1株につき35円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定により経営の効率性を高めることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 上記変更に伴う条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削 除)
4. <u>会計監査人</u>	3. <u>会計監査人</u>
第 5 条～第 1 8 条 (条文省略)	第 5 条～第 1 8 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数) 第19条 当社の取締役は<u>15</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>(選 任) 第20条 (新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数) 第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(2) 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</p> <p>(選 任) 第20条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により選任する。</p> <p>(2) <u>法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者(以下「補欠者」という。)を選任することができる。</u></p> <p>(3) <u>前二項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(4) <u>補欠者の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) 第 2 1 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<u>ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会) 第 2 2 条 (条文省略) (2) 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前にその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 2 3 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u></p>	<p>(任 期) 第 2 1 条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会) 第 2 2 条 (現行どおり) (2) 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日より3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(3) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 2 3 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役) 第24条 <u>当会社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>(役付取締役) 第25条 取締役会の決議によって会長、社長各1名、副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>第26条～第27条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第25条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から会長、社長各1名、副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役への業務執行の決定の委任) 第28条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第30条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数) 第30条 <u>当社の監査役は4名以内とする。</u></p> <p>(選 任) 第31条 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期) 第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(監査役会) 第33条 <u>監査役会の招集は、各監査役に対し、会日より3日前にその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。</u> (新 設)</p> <p>(常勤監査役) 第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会) 第31条 <u>監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日より3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。</u> (2) <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(常勤の監査等委員) 第32条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(補欠監査役)</p> <p>第35条 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>(2) 補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(3) 第(1)項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。ただし、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p> <p>(4) 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第<u>39</u>条～第<u>42</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第<u>34</u>条～第<u>37</u>条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約に関する経過措置</u>) <u>2020年6月開催の第59回定時株主総会終結前</u> <u>の社外監査役 (社外監査役であったものを含む。)</u> <u>の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償</u> <u>責任を限定する契約については、なお同定時株主総</u> <u>会の決議による変更前の定款第38条の定めるところ</u> <u>による。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の指名にあたっては、透明性と客観性を高めるため、社外取締役が委員長を務め、委員の半数以上を社外取締役で構成する取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会において審議を行い、その答申に基づき、取締役会において決定しております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	属性	取締役会出席回数	
1	しま 島 まさひろ 正博	代表取締役会長	再任	11/12回	
2	しま 島 みつひろ 三博	代表取締役社長	再任	12/12回	
3	ありきた 有北 れいじ 礼治	常務取締役	再任	12/12回	
4	うめだ 梅田 いくと 郁人	専務取締役	再任	12/12回	
5	なんき 南木 たかし 隆	取締役	再任	12/12回	
6	にしたに 西谷 ひろかず 泰和	取締役	再任	11/12回	
7	いちりゅう 一柳 よしお 良雄	取締役	再任	社外 独立	12/12回
8	ざんま 残間 りえこ 里江子	取締役	再任	社外 独立	12/12回

候補者
番号

1

しま まさひろ
島 正博

(1937年3月10日生)

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1961年7月 三伸精機株式会社(当社)設立
代表取締役社長
- 2009年3月 当社代表取締役社長兼営業本部長
- 2017年6月 当社代表取締役会長(現任)

- 所有する当社の株式の数
1,070,000 株

取締役候補者とした理由

島正博氏は、1961年に当社を設立し、長年にわたり代表取締役社長として当社グループを横編機業界のリーディングカンパニーに育て上げました。全自動手袋編織に始まり、ホールガーメント横編織の開発など研究開発分野でも豊富な経験や知見を有するとともに、経営の中核において強力なリーダーシップを発揮し、当社グループを牽引してまいりました。また、2017年からは代表取締役会長として、経営全般を監督しております。

これらのことから、当社グループが持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

しま みつひろ
島 三博

(1961年6月23日生)

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1987年3月 当社入社
- 1998年3月 当社システム開発部長
- 2002年6月 当社取締役システム開発部長
- 2007年6月 当社常務取締役制御システム開発部、知的財産部、トータルデザインセンター担当兼グラフィックシステム開発部長
- 2011年6月 当社専務取締役生産技術部、トータルデザインセンター担当兼生産本部長
- 2012年6月 当社取締役副社長経営企画部、トータルデザインセンター担当兼営業本部副本部長
- 2017年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長兼経営企画部担当
- 2018年6月 当社代表取締役社長執行役員兼経営企画部担当(現任)

- 所有する当社の株式の数
1,061,600 株

取締役候補者とした理由

島三博氏は、研究開発分野や生産分野、営業分野における責任者としての幅広い職務経験に加え、取締役として経営に関する豊富な経験や知見を有しております。また、2017年からは代表取締役社長を務め、当社グループを統括して、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督を行っております。

これらのことから、当社グループが持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

3

ありきた
有北

れいじ
礼治

(1953年2月21日生)

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1971年3月 当社入社
2004年3月 当社メカトロ開発部長
2006年6月 当社取締役メカトロ開発部長
2007年11月 当社取締役制御システム開発部担当兼メカトロ開発部長
2009年3月 当社取締役開発本部長
2011年6月 当社常務取締役開発本部長
2018年6月 当社常務取締役執行役員資材部長兼生産本部担当（現任）

■ 所有する当社の株式の数
9,400 株

取締役候補者とした理由

有北礼治氏は、長年にわたり開発部門を統括し、研究開発分野において豊富な経験と知見をもとに、当社研究開発の推進に貢献してまいりました。現在は開発部門で積んだ経験、実績を生かし、資材調達部門を担当し、生産部門全般も統括しております。また、取締役として経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督を行っており、その職務・職責を適切に果たしております。これらのことから、当社グループが持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

4

うめだ
梅田

いくと
郁人

(1957年2月20日生)

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年5月 当社入社
1998年3月 当社営業部泉州支店長
2004年6月 当社取締役輸出部長
2007年11月 当社取締役輸出部長兼島精機有限公司
(現 島精機(香港)有限公司) CEO
2008年11月 当社取締役輸出部担当兼島精機有限公司 CEO
2009年3月 当社取締役島精機有限公司 CEO
2013年3月 当社取締役経営企画部長兼島精機(香港)有限公司 CEO
2013年6月 当社常務取締役営業本部副本部長兼
経営企画部長兼島精機(香港)有限公司 CEO
2018年6月 当社専務取締役執行役員営業本部長兼
トータルデザインセンター担当（現任）

■ 所有する当社の株式の数
153,800 株

取締役候補者とした理由

梅田郁人氏は、海外を含む営業全般を統括する営業本部長を務めるとともに、長年にわたり中国・香港の現地法人のCEOとして海外子会社の経営を主導するなど、グローバルな観点での豊富な経験と実績を有しております。また、取締役として経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督を行っており、その職務・職責を適切に果たしております。これらのことから、当社グループが持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5 なんき たかし
南木 隆

(1959年3月28日生)

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年3月 当社入社
2008年11月 当社経理部長
2010年5月 当社経理財務部長
2010年6月 当社取締役管理部担当兼経理財務部長
2013年3月 当社取締役管理部、物流部担当兼経理財務部長
2013年7月 当社取締役物流部担当兼経理財務部長
2014年11月 当社取締役経理財務部長兼物流部担当
2016年3月 当社取締役経理財務部長兼管理部、物流部担当
2018年6月 当社取締役執行役員経理財務部長兼総務人事部、管理部、物流部担当（現任）

■ 所有する当社の株式の数
800 株

取締役候補者とした理由

南木隆氏は、経理財務部門の責任者を務め、総務人事部や管理部等も担当し、当社グループの経営管理に関する豊富な知見と実績を有しております。財務的な観点から経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督を行っており、またコンプライアンスやリスク管理など内部統制分野も管掌し、取締役としての職務・職責を適切に果たしております。

これらのことから、当社グループが持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

6 にしたに ひろかず
西谷 泰和

(1955年8月4日生)

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年3月 当社入社
2006年3月 当社制御システム開発部長
2010年4月 当社資材部長
2011年6月 当社取締役資材部長
2018年6月 当社取締役執行役員開発本部長（現任）

■ 所有する当社の株式の数
4,700 株

取締役候補者とした理由

西谷泰和氏は、開発部門や調達部門の責任者を務め、製品開発分野における豊富な経験と知見を有しております。現在は開発本部長として、当社研究開発分野を統括しております。また、取締役として経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督を行っており、その職務・職責を適切に果たしております。

これらのことから、当社グループが持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

7

いちりゅう
一柳

よしお
良雄

(1946年1月3日生)

再任

社外

独立



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1968年4月 通商産業省（現 経済産業省）入省
1993年6月 同省近畿通産局長
1995年6月 同省機械情報産業局次長
1996年8月 同省大臣官房総務審議官
1998年6月 同省退官
2000年7月 株式会社一柳アソシエイツ設立
代表取締役&CEO（現任）
2014年6月 当社取締役（現任）

■ 所有する当社の株式の数
9,900 株

(重要な兼職の状況)

株式会社一柳アソシエイツ 代表取締役&CEO
株式会社サーラコーポレーション 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

一柳良雄氏は、経済・産業政策等の分野における豊富な経験とともに企業経営者として経営全般にわたる幅広い見識、経験を有しており、経営陣から独立した客観的な視点により、社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていただいております。また、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長として、役員の指名・報酬に係る監督を行っております。

これらのことから、当社グループが持続的な企業価値向上の実現のために、引き続き経営の監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1970年 4月	静岡放送株式会社入社
1973年 6月	株式会社光文社入社
1980年 6月	株式会社キャンディッド（現 株式会社キャンディッド・コミュニケーションズ）設立 代表取締役社長
2005年 7月	株式会社クリエイティブ・シニア（現 株式会社キャンディッドプロデュース）設立 代表取締役社長（現任）
2009年 1月	大人のネットワークclub willbe創設 代表（現任）
2016年 6月	当社取締役（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社キャンディッドプロデュース 代表取締役社長

藤田観光株式会社 社外取締役

株式会社I B J 社外取締役

株式会社ビーネックスグループ（旧株式会社トラスト・テック）社外取締役

- 所有する当社の株式の数
300 株

社外取締役候補者とした理由

残間里江子氏は、プロデューサーとしてイベントの企画やPR・広報戦略における豊富な経験を有するとともに、企業経営者として経営全般にわたる幅広い見識、経験を有しております。また、経営陣から独立した客観的な視点により、社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていただいております。さらに、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、役員の方針・報酬に係る監督を行っております。

これらのことから、当社グループが持続的な企業価値向上の実現のために、引き続き経営の監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 取締役候補者島正博氏および島三博氏は、当社の大株主である和島興産株式会社の全株式を所有しており、当社は同社との間に不動産の賃借等の取引関係があります。その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有株式数には、シマセイキ役員持株会における各持分を含めて記載しております。
3. 当社と一柳良雄、残間里江子の両氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 一柳良雄、残間里江子の両氏は、社外取締役の候補者であります。
- (2) 一柳良雄氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって6年であります。
- (3) 残間里江子氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年であります。
5. 当社は、一柳良雄、残間里江子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、透明性と客観性を高めるため、社外取締役が委員長を務め、委員の半数以上を社外取締役で構成する取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会において審議を行い、その答申に基づき、取締役会において決定しております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位		属性	出席回数
1	とつ い ひさひと 戸津井 久仁	常勤監査役	新任		取締役会12/12回 監査役会13/13回
2	しんかわ だいすけ 新川 大祐	監査役	新任	社外 独立	取締役会11/12回 監査役会12/13回
3	のむら さちこ 野村 祥子	監査役	新任	社外 独立	取締役会12/12回 監査役会13/13回

候補者
番号

1 とつ い ひさひと
戸津井 久仁

(1965年4月3日生)

新任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年3月 当社入社
2008年3月 当社内部監査室長
2018年6月 当社常勤監査役（現任）

■ 所有する当社の株式の数
2,100 株

監査等委員である取締役候補者とした理由

戸津井久仁氏は、長年にわたり経理財務部門に存籍し、その分野における豊富な経験と知見を有するとともに、内部監査室の責任者を務め当社事業全般に精通しております。その経験を生かし、2018年からは当社の監査役を務めており、公正かつ客観的な立場で監査を適切に遂行しております。

これらのことから、監査等委員として当社経営の健全性および透明性の確保に貢献できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2 しんかわ だいすけ
新川 大祐

(1964年4月28日生)

新任

社外

独立



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年5月 公認会計士登録
1991年8月 税理士登録
2002年4月 北斗税理士法人設立 社員
2003年1月 北斗税理士法人 代表社員（現任）
2012年6月 当社監査役（現任）

(重要な兼職の状況)

北斗税理士法人 代表社員
倉敷紡績株式会社 社外取締役（監査等委員）
バルテス株式会社 社外監査役

■ 所有する当社の株式の数
2,000 株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

新川大祐氏は、人格、識見に優れるとともに、公認会計士・税理士として豊富な経験を有しており、2012年より当社監査役として経理・税務的な観点から、業務執行の監査を適切に遂行していただいております。

これらのことから、同氏は業務執行に対する独立した立場から監査等委員として当社経営の健全性および透明性の確保に貢献いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2000年 4月 弁護士登録
堂島法律事務所入所（現在に至る）
2015年 6月 当社監査役（現任）

(重要な兼職の状況)

- 弁護士
株式会社ビーアンドピー 社外監査役
株式会社神戸物産 社外取締役
シノプフーズ株式会社 社外監査役
大阪大学大学院高等司法研究科 招へい教授

- 所有する当社の株式の数
900 株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

野村祥子氏は、人格、識見に優れるとともに、弁護士として豊富な経験を有しており、2015年より当社監査役として法務的な観点から、業務執行の監査を適切に遂行していただいております。

これらのことから、同氏は業務執行に対する独立した立場から監査等委員として当社経営の健全性および透明性の確保に貢献いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有株式数には、シマセイキ役員持株会における各持分を含めて記載しております。
3. 野村祥子氏の戸籍上の氏名は、鈴木祥子であります。
4. 当社は、新川大祐、野村祥子の両氏との間で、監査役として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の契約を新たに締結する予定であります。
5. 監査等委員である社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
(1) 新川大祐、野村祥子の両氏は、監査等委員である社外取締役の候補者であります。
(2) 新川大祐氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士として企業会計に精通しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
(3) 野村祥子氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
(4) 新川大祐氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会の終結の時をもって8年となります。
(5) 野村祥子氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会の終結の時をもって5年となります。
6. 当社は、新川大祐、野村祥子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

【ご参考】 社外役員の独立性に関する基準

当社の社外役員が、当社からの独立性が高いと判断するためには、以下のいずれの要件をも満たすものとする。

1. 現在および過去10年間に於いて、当社および当社の関係会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者^(注1)でないこと。
2. 現在および過去3年間に於いて、以下のいずれにも該当していないこと。
 - (1) 当社グループを主要な取引先とする者^(注2) またはその業務執行者
 - (2) 当社グループの主要な取引先^(注3) またはその業務執行者
 - (3) 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者） またはその業務執行者
 - (4) 当社グループが大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有）となっている者の業務執行者
 - (5) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産^(注4)を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
 - (6) 当社グループから多額の金銭その他の財産^(注4)による寄付を受けている者またはその業務執行者
 - (7) 当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者
 - (8) 上記(1)から(7)に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者、二親等内の親族
 - (9) 当社グループの取締役（社外取締役を除く）および部門責任者等の重要な業務を執行する者の配偶者、二親等内の親族
3. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

^(注1) 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、その他これらに類する役職者および使用人等の業務を執行する者をいう。

^(注2) 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループとの取引額が年間100百万円またはその連結売上高の2%のいずれかを超える者をいう。

^(注3) 当社グループの主要な取引先とは、当社グループとの取引額が年間100百万円または当社グループの連結売上高の2%のいずれかを超える者、当社グループの連結総資産額の2%を超える額を当社グループに融資している者をいう。

^(注4) 多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が、個人の場合は年間10百万円、団体の場合はその年間売上高の2%を超えることをいう。

【ご参考】第5号議案から第7号議案に係わる報酬制度の基本的考え方

当社は、取締役が業績ならびに企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的に、下記の基本方針を定めております。

(報酬の基本方針)

- 1 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、取締役のインセンティブを高める報酬内容とする
- 2 各取締役の役割や責任に応じた報酬体系とし、透明性と公正性を確保する
- 3 企業価値向上の実現に必要な優秀な人材の確保に資するものとする
- 4 株主の皆様との価値を共有する報酬体系とする

上記方針に基づき、業務執行を行う取締役の報酬は、定額の「固定報酬」と「業績連動型の変動報酬」、および「株式報酬型ストックオプション」により構成いたします。なお、社外取締役、業務執行を行わない取締役については、その役割に鑑み固定報酬のみといたします。

(役員退職慰労金制度は、2013年6月27日をもって廃止しております。)

固定報酬は、他社水準も考慮のうえ、役位ごとの基準額をベースに設定するものとし、業績連動型の変動報酬（社外取締役を除く。）は各事業年度の連結業績、担当領域における成果等に応じて、役位等により定めた基準額の0～150%の範囲内で支給額を決定いたします。

株式報酬型ストックオプションについては、株主の皆様との価値の共有、中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして機能するよう、設計したものです（社外取締役を除く。）。

なお、業務執行を行う取締役の報酬については、その透明性と公正性を確保するため、社外取締役が委員長を務め、委員の半数以上を社外取締役で構成する取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会で審議し、取締役会に答申のうえ、取締役会において決議いたします。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年6月27日開催の第57回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）の固定報酬枠と別枠にて当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の2%以内の業績連動型の変動報酬枠（社外取締役を除く。）としてご承認をいただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠に代えて改めて設定するものとし、昨今の経済情勢等諸般の事情も勘案して、従前と同様に取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）の固定報酬枠と別枠にて当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の2%以内の業績連動型の変動報酬枠（社外取締役を除く。）といたしたいと存じます。

また、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は9名（うち社外取締役は2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役は2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、その職務と責任を考慮して、年額80百万円以内とさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対して報酬として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与する件

当社は、2018年6月27日開催の第57回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、年額100百万円以内で当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して付与することにつき、ご承認をいただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、今後も従前と同様に、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対して報酬として年額100百万円以内で株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本件株式報酬型ストックオプション制度は、新株予約権の付与を受ける取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対し、新株予約権の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、当該金銭報酬債権と新株予約権の払込債務を相殺するものであり、中長期的な観点から株主の皆様との価値の共有を一層高めることを目的とし、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対して持続的な企業価値の維持と向上に向けた健全なインセンティブとして機能するものであります。

この新株予約権に関する報酬等の額年額100百万円以内は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件」にて、ご承認をお願いしております取締役の報酬等の額とは別枠で設定するものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象となる取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）は6名となります。なお、各取締役への新株予約権発行時期および配分等につきましては取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

記

(1) 新株予約権の割当て対象者

当社取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式は当社普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とします。

なお、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なときには、次の算式により付与株式数を調整するものいたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものいたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償付与または株式併合の比率

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものいたします。

(3) 新株予約権の上限

500個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に当社の取締役を割当先として、発行する新株予約権の上限とし、毎年割り当ていたします。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額とします。なお、当該払込金額は、同額の当社に対する報酬債権と相殺するものとします。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、当該各新株予約権の行使により交付される付与株式数に1株当たり1円を乗じた金額とします。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で当社取締役会が定める期間とします。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとします。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会が定めるものとします。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得につきましては、当社取締役会の承認を要するものとします。

(9) 行使時に交付すべき株式数の1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとします。

(10) 新株予約権のその他の内容

上記(2)から(9)の細目および新株予約権に関するその他の内容等につきましては、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとします。

(ご参考)

上記の当社取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）と同内容の株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を、当社の執行役員に対しても毎年割り当てする予定です。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における経済の動向は、米国では保護主義的な通商政策の長期化から製造業の景況感が悪化し、欧州でも製造業の生産の低下、輸出の減少が見られました。中国においても内需や設備投資が低迷し、わが国においても輸出が伸び悩むなど減速感が増しました。加えて、第4四半期に入り中国で発生した新型コロナウイルス感染症が全世界に拡大する中で、世界経済の先行きには一段と厳しさが強まりました。

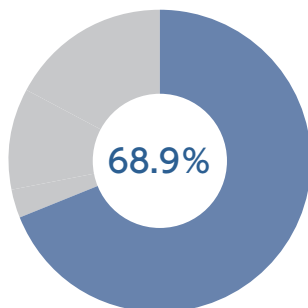
このような状況の中、当社グループが製品を供給するアパレル産業においては経済の先行き懸念とともに環境負荷軽減への取り組みから、商品の過剰生産や在庫数量を抑制する動きが顕著となり、工場サイドでも設備投資マインドは低調なまま推移しました。

当社グループはこうしたユーザー業界の課題解決に向けて、当社製品を活用した適時適量生産体制への転換を訴求することで投資意欲を喚起することに注力しましたが、売上高の回復には繋がらず、当連結会計年度の全体の売上高は332億6百万円（前期比35.3%減）となりました。

利益面におきましては、売上高の大幅な減少に加えて生産調整に伴い、売上総利益率が悪化したことなどで、営業損失56億2百万円（前期は営業利益46億38百万円）、経常損失は55億83百万円（前期は経常利益49億91百万円）、また投資有価証券評価損などの特別損失の計上および繰延税金資産の取り崩しなどで親会社株主に帰属する当期純損失は84億27百万円（前期は純利益38億35百万円）といずれも大幅な減益となりました。

事業別の業績概況は、次のとおりであります。

横編機事業



事業区分別売上高構成比



当社のコア・ビジネスである横編機事業の状況は、アジア地域では中国、バングラデシュ、ベトナムなどのOEM型生産工場において先進国アパレルからの受注が減少したことで設備投資計画が見直され、コンピュータ横編機の売上高が落ち込みました。また中国市場では近年、OEM型生産から企画提案型・高付加価値商品の内地生産体制へと転換を図る動きが拡がり、ホールガーメント横編機の導入が拡大していましたが、内需の低迷を受けて販売台数が減少しました。

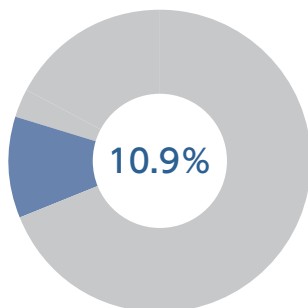
中東のトルコにおいては第3四半期から第4四半期にかけて欧州アパレル向けの生産量が拡大し、設備投資が回復傾向となりましたが、通期では前期の売上高に及びませんでした。

先進国市場の欧州や北米、国内市場においても総じてコンピュータ横編機の売上高は前期に比べて減少しました。

これらの状況に加えて、第4四半期には新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界各地で工場の操業停止や営業活動の中断を余儀なくされ、販売が低調となりました。

これらの結果、横編機事業の売上高は228億77百万円（前期比41.0%減）となりました。

デザインシステム関連事業

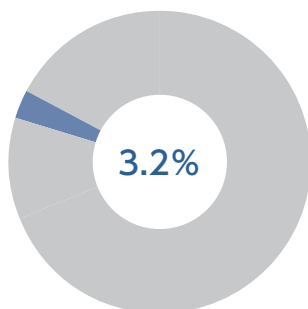


デザインシステム関連事業では、従来機種と比較して処理速度が最大6倍にアップしたアパレルデザインシステム「SDS-ONE APEX4」を投入し、ハイクオリティな3Dバーチャルシミュレーションの活用による画期的な生産・流通のビジネスモデル転換を提唱しましたが、コンピュータ横編機の販売不振に連動して売上高は減少しました。

また自動裁断機「P-CAM」についても、国内、海外市場ともにテキスタイル分野での需要の落ち込みにより販売が低調となりました。

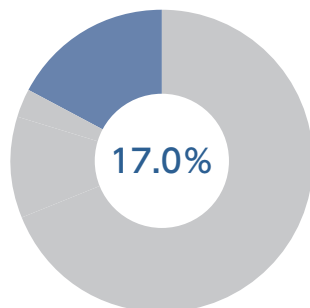
これらによりデザインシステム関連事業の売上高は36億11百万円（前期比17.6%減）となりました。

手袋靴下編機事業



手袋靴下編機事業は、大手ユーザーの設備投資が減少し、売上高は10億54百万円（前期比32.2%減）となりました。

その他事業



その他事業については、メンテナンス部品や紡毛糸、ニット製品の販売などで、売上高は56億63百万円（前期比14.3%減）となりました。

事業別売上高

事業区分	金額	構成比
横 編 機	22,877 百万円	68.9 %
デザインシステム関連	3,611	10.9
手袋靴下編機	1,054	3.2
その他の	5,663	17.0
合計	33,206	100.0
うち海外売上高	26,202 百万円	78.9 %

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の主な設備投資は、本社における新工場（南2号棟）の建設であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2020年度を最終年度とする3ヵ年の中期経営計画「Ever Onward 2020」を掲げ、取り組んでまいりました。2年目にあたる当連結会計年度は、当社グループが製品を供給するアパレル・ファッション業界において、米中貿易摩擦等の影響による経済の先行き懸念とともに環境負荷軽減への取り組みから、商品の過剰生産や在庫数量を抑制する動きが顕著となり、工場サイドでも設備投資マインドは低調なまま推移しました。

加えて、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大傾向がいまだに続いており、収束の時期や経済活動の落ち込みの影響をまったく見通すことができず、先行きは非常に不透明な状況にあります。アジア地域の生産拠点では正常稼働できる状態に戻りつつありますが、欧米の主要国における都市封鎖や外出自粛によりアパレル消費が極端に落ち込んでいることから、先進国アパレルから工場への発注がキャンセルや延期されるなど、生産の正常化の時期などは予測できない状況にあり、大変厳しい事業環境と経営成績となりました。

一方、これからのアパレル・ファッション業界は、多様化する消費者の好みに迅速に対応し、売れ筋情報を即座に商品開発・生産につなげ、サプライチェーンを効率化することでムダのない生産方式を実現することが急務となっており、ホールガーメント横編機、デザインシステムを中心とした革新的なソリューションの提供を通じてアパレル・ファッション業界の流通革命を促し、サステナブルなもの創りの環境を整えていくことが今後ますます重要になるものと考えています。

このような事業環境を踏まえ、中期経営計画の基本戦略に掲げるメインシナリオ「差別化戦略の推進と事業領域の拡大」「将来の成長に向けた積極的な投資の強化」は、当社が持続的に成長するためには不可欠であり、「横編機事業の最強化」「独自性をもった事業範囲の拡大」「収益構造の改革」「経営基盤の強化」の4点を重点施策とし、「世の中になくなくてはならない企業」となるべく引き続き挑戦してまいります。

重点的な経営施策の概要は次のとおりです。

①横編機事業の最強化

ホールガーメント横編機を核とした革新的なマーケティング手法の提案強化などにより、顧客満足度をさらに高め、コア・ビジネスである横編機事業をより一層強靱なものにします。

②独自性をもった事業範囲の拡大

ホールガーメント技術など当社独自の技術を活用し、非衣料市場への横編機事業の展開や自動裁断機事業の強化など、革新的な事業の創出、差別化戦略を推進します。

③収益構造の改革

アフターセールス強化などの収益源の多様化、営業キャッシュフローの改善など、事業・業務の抜本的な見直しにより、持続可能な収益源の確保と戦略的なコスト削減を進めます。

④経営基盤の強化

創造力のある人材・多様性のある人材の採用・育成など、人材面を中心に、全般的な経営資源の整備を進めるとともに、CSRをさらに重視した経営体制を構築します。

当社の持つ技術が世界中に波及して、魅力あるファッション製品のもの創りのスタンダードになるとともに、ファッション製品以外の業界にも貢献できる新たな成長ステージを創造し、感性情報型企業への進化を目指してまいります。

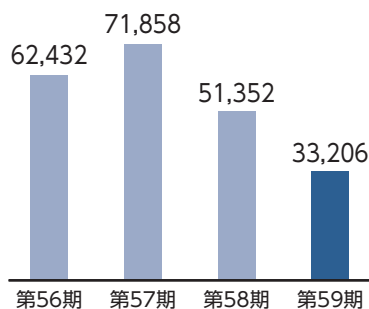
株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

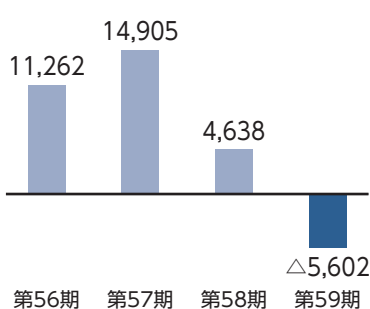
区 分	期 別	第56期	第57期	第58期	第59期
		(2017年3月期)	(2018年3月期)	(2019年3月期)	(当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上	高	62,432百万円	71,858百万円	51,352百万円	33,206百万円
営 業	利 益	11,262百万円	14,905百万円	4,638百万円	△5,602百万円
経 常	利 益	10,043百万円	15,525百万円	4,991百万円	△5,583百万円
親会社株主に帰属する当期純利益		7,198百万円	11,279百万円	3,835百万円	△8,427百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益		209.97円	316.82円	105.62円	△239.68円
総 資 産		141,931百万円	154,337百万円	145,146百万円	130,695百万円
純 資 産		104,879百万円	123,491百万円	121,166百万円	107,950百万円

(注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第58期の期首から適用しており、第57期については遡及処理後の数値を記載しております。
2. △は損失を示しております。

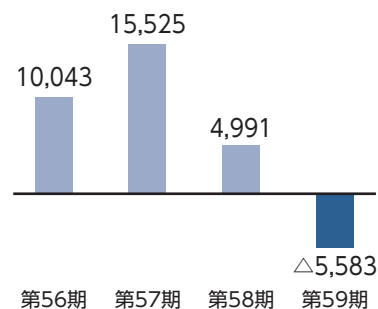
■ 売上高 (単位: 百万円)



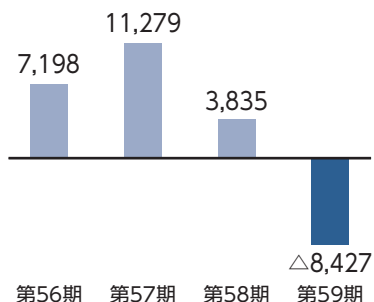
■ 営業利益 (単位: 百万円)



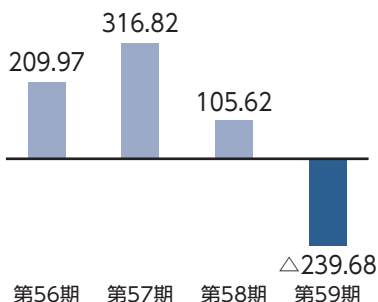
■ 経常利益 (単位: 百万円)



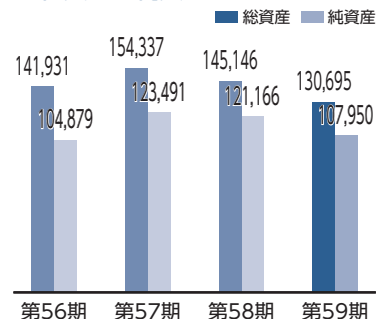
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位: 円)



■ 総資産／純資産 (単位: 百万円)



(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社 シマファインプレス	60百万円	100%	当社製品の部品製造
株式会社 海南精密	10百万円	100%	当社製品の部品製造
東洋紡糸工業株式会社	100百万円	100%	繊維原料の製造、販売、輸出入 横編ニット製品の販売
SHIMA SEIKI EUROPE LTD.	1,000千英ポンド	100%	当社製品の販売
SHIMA SEIKI U. S. A. INC.	15,600千米ドル	100%	当社製品の販売、 横編ニット製品の製造、販売
島精機(香港)有限公司 (SHIMA SEIKI (HONG KONG) LTD.)	1,290百万香港ドル	100%	当社製品の販売
SHIMA SEIKI ITALIA S. P. A.	2,000千ユーロ	100%	当社製品の販売
島精榮榮(上海)貿易有限公司 (SHIMA SEIKI WINWIN SHANGHAI LTD.)	2,100千米ドル	※100%	当社製品の販売
SHIMA SEIKI SPAIN, S. A. U.	108千ユーロ	100%	当社製品の販売
東莞島榮榮貿易有限公司 (SHIMA SEIKI WINWIN DONGGUAN LTD.)	1,000千米ドル	※100%	当社製品の販売
SHIMA SEIKI (THAILAND) CO., LTD.	4,000千バーツ	※49%	当社製品の販売
SHIMA SEIKI KOREA INC.	1,000百万韓国ウォン	100%	当社製品の販売

- (注) 1. 出資比率欄の※印は、子会社による出資を含む比率であります。
 2. 連結子会社であった株式会社SHIMAは、2019年6月20日付で清算が終了いたしました。
 3. SHIMA SEIKI (THAILAND) CO., LTD. の出資比率は、100分の50以下であります。実質的に支配しているため連結子会社としております。

③重要な企業結合等の状況

当社の連結子会社は、②の重要な子会社の状況に掲げた12社であります。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループの主要な製品は、次のとおりであります。

コンピュータ横編機
デザインシステム
自動裁断機
手袋靴下編機

(8) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

①当 社

本 社：和歌山県和歌山市坂田85番地

支店、テクニカルサービスセンター (T S C)：

東京支店		(東京都中央区)
	東京 T S C 甲府	(山梨県中巨摩郡昭和町)
	東京 T S C 太田	(群馬県太田市)
東日本支店		(新潟県五泉市)
	東日本 T S C 山形	(山形県山形市)
	東日本 T S C 福島	(福島県伊達市)
西日本支店		(大阪市北区)
	西日本 T S C 名古屋	(名古屋市中区)
	西日本 T S C 泉州	(大阪府泉大津市)
	西日本 T S C 四国	(香川県東かがわ市)

工 場：本社工場 (和歌山県和歌山市)

②子会社

株式会社シマファインプレス	(和歌山県和歌山市)
株式会社海南精密	(和歌山県海南市)
東洋紡糸工業株式会社	(大阪府泉北郡忠岡町)
SHIMA SEIKI EUROPE LTD.	(イギリス)
SHIMA SEIKI U. S. A. INC.	(アメリカ)
島精機(香港)有限公司 (SHIMA SEIKI (HONG KONG) LTD.)	(中国)
SHIMA SEIKI ITALIA S. P. A.	(イタリア)
島精榮榮(上海)貿易有限公司 (SHIMA SEIKI WINWIN SHANGHAI LTD.)	(中国)
SHIMA SEIKI SPAIN, S. A. U.	(スペイン)
東莞島精貿易有限公司 (SHIMA SEIKI WINWIN DONGGUAN LTD.)	(中国)
SHIMA SEIKI (THAILAND) CO., LTD.	(タイ)
SHIMA SEIKI KOREA INC.	(韓国)

(注) 連結子会社であった株式会社SHIMAは、2019年6月20日付で清算が終了いたしました。

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,010名	36名増加

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	2,176 百万円
株式会社池田泉州銀行	2,067
株式会社紀陽銀行	2,067
株式会社三井住友銀行	1,850

2 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 142,000,000株
(2) 発行済株式の総数 35,800,000株 (うち自己株式 1,288,926株)
(注) 2020年2月14日の自己株式の消却により、800,000株減少しております。
(3) 株主数 16,029名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
和島興産株式会社	3,001 千株	8.70 %
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	1,538	4.46
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	1,452	4.21
株式会社紀陽銀行	1,387	4.02
島 正 博	1,070	3.10
島 三 博	1,061	3.08
株式会社三菱UFJ銀行	880	2.55
合同会社和光	780	2.26
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口5)	647	1.88
梅 田 千 景	632	1.83

(注) 持株比率は、自己株式 (1,288千株) を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	保有者数	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類及び数	新株予約権 の払込金額	新株予約権 の行使価額	行使期間	行使 条件
第3回新株予約権 (2018年7月25日)	取締役 5名	36個	当社普通株式 3,600株	1株当たり 4,369円	1株当たり 1円	2018年8月18 日から2048年 8月17日まで	(注)
第4回新株予約権 (2019年6月27日)	取締役 5名	19個	当社普通株式 1,900株	1株当たり 2,261円	1株当たり 1円	2019年7月19 日から2049年 7月18日まで	(注)

(注) 新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って新株予約権を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとします。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	交付者数	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類及び数	新株予約権 の払込金額	新株予約権 の行使価額	行使期間	行使 条件
第4回新株予約権 (2019年6月27日)	執行役員 3名	6個	当社普通株式 600株	1株当たり 2,261円	1株当たり 1円	2019年7月19 日から2049年 7月18日まで	(注)

(注) 新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って新株予約権を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとします。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	島 正 博	
代表取締役社長	島 三 博	執行役員兼経営企画部担当
専務取締役	梅 田 郁 人	執行役員営業本部長兼 トータルデザインセンター担当
常務取締役	有 北 礼 治	執行役員資材部長兼生産本部担当
取 締 役	南 木 隆	執行役員経理財務部長兼 総務人事部、管理部、物流部担当
取 締 役	西 谷 泰 和	執行役員開発本部長
取 締 役	西 川 清 方	執行役員営業統括部長
取 締 役	一 柳 良 雄	株式会社一柳アソシエイツ 代表取締役&CEO 株式会社サーラコーポレーション 社外取締役
取 締 役	残 間 里 江 子	株式会社キャンディッドプロデュース 代表取締役社長 藤田観光株式会社 社外取締役 株式会社I B J 社外取締役 株式会社ビーネックスグループ (旧株式会社トラスト・テック) 社外取締役
常勤監査役	植 田 光 紀	
常勤監査役	戸 津 井 久 仁	
監 査 役	新 川 大 祐	北斗税理士法人 代表社員 倉敷紡績株式会社 社外取締役 (監査等委員) バルテス株式会社 社外監査役
監 査 役	野 村 祥 子	堂島法律事務所 パートナー弁護士 大阪大学大学院高等司法研究科 招へい教授 株式会社ビーアンドピー 社外監査役 株式会社神戸物産 社外取締役 シンプフーズ株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 一柳良雄、残間里江子の両氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 一柳良雄氏は、株式会社一柳アソシエイツの代表取締役&CEOおよび株式会社サーラコーポレーションの社外取締役を兼務しておりますが、当社と当該各社との間には特別の関係はありません。
3. 取締役 残間里江子氏は、株式会社キャンディッドプロデュースの代表取締役社長および藤田観光株式会社、株式会社I B J、株式会社ビーネックスグループ (旧株式会社トラスト・テック) の社外取締役を兼務しておりますが、当社と当該各社との間には特別の関係はありません。
4. 監査役 新川大祐、野村祥子の両氏は、社外監査役であります。
5. 監査役 新川大祐氏は、北斗税理士法人の代表社員および倉敷紡績株式会社の社外取締役 (監査等委員)、バルテス株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社との間には特別の関係はありません。

6. 監査役 野村祥子氏は、堂島法律事務所に所属する弁護士および株式会社ビーアンドピーの社外監査役、株式会社神戸物産の社外取締役、シノプフーズ株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社との間には特別の関係はありません。
7. 監査役 戸津井久仁氏は、経理財務部門の経験が長く、また監査役 新川大祐氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、両氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 取締役 一柳良雄、残間里江子、監査役 新川大祐、野村祥子の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の変動

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 9名 151百万円 (うち社外取締役2名 17百万円)

監査役 4名 39百万円 (うち社外監査役2名 13百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の額には、株式報酬型ストックオプションとして取締役5名に付与した新株予約権に係る費用計上額(4百万円)を含んでおります。
3. 当事業年度における厳しい事業実績に対する経営責任を明確にするため、2019年6月から2020年3月の期間、役員報酬の減額(代表取締役は役員報酬月額額の30%、役付取締役は同20%、取締役は同15%を減額、また監査役については報酬月額額の10%を自主返上)を実施いたしました。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	一 柳 良 雄	当事業年度において12回開催された取締役会のすべてに出席し、主に企業経営者の立場から経営全般にわたる幅広い見識、経験をもとに発言を行っております。また、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長を務め、委員会において重要な役割を果たしております。
社外取締役	残 間 里江子	当事業年度において12回開催された取締役会のすべてに出席し、主に企業経営者の立場から経営全般にわたる幅広い見識、経験をもとに発言を行っております。また、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務め、委員会において重要な役割を果たしております。
社外監査役	新 川 大 祐	当事業年度において12回開催された取締役会に11回出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から発言を行っております。また当事業年度において13回開催された監査役会に12回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。
社外監査役	野 村 祥 子	当事業年度において12回開催された取締役会のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。また、当事業年度において13回開催された監査役会のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

大手前監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額 31百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 31百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 会社の体制および方針

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」として、取締役会において次のとおり決議し、運用を行っております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役および従業員は、「シマセイキグループ行動基準」に基づき、法令・定款ならびに社会規範の遵守を図る。
- ②コンプライアンス委員会のもと、当社グループ横断的なコンプライアンスの推進を図る。
- ③法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、通常の報告ルートに加え、グループ会社も対象とする企業倫理ヘルプラインを通じ報告・通報できる体制とする。なお、通報を行った者は通報を行ったことにより不利益な取扱いを受けないものとする。
- ④財務報告の信頼性を確保し、適正な財務報告を実現するため、内部統制システム推進本部のもと、財務報告に係る内部統制を整備し、その有効性を評価する。
- ⑤市民社会に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
- ⑥コンプライアンスの状況について、内部監査室が監査を行う。

(運用状況の概要)

コンプライアンス委員会を定期的に（年2回）開催するとともに、コンプライアンスに関する情報の発信や研修等を行っております。また年に4回「シマセイキグループ行動基準」の遵守状況を確認しています。外部窓口も含めたコンプライアンス相談窓口（企業倫理ヘルプライン）を設置し、運用を行っております。財務報告に係る内部統制については、内部監査室によりその整備・運用状況の有効性について評価を実施しています。コンプライアンスの遵守状況については、内部監査室が監査を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報については、法令および文書取扱規程に基づき適切かつ確実に記録・管理し、検索性の高い状態で保存する。
- ②取締役および監査役は、常時その情報を閲覧できるものとする。
- ③情報資産の重要性を認識し、情報の漏洩・紛失等を防止するため、情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ委員会のもとその適切な管理を図る。

(運用状況の概要)

取締役会議事録など重要な文書については、文書取扱規程に基づき適切に保管・管理を行うとともに、情報セキュリティ委員会を定期的に（年2回）開催し、取り組み方針に基づき情報資産の適正な管理を図っています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理を体系的に定めるリスク管理規程に基づき、リスク管理委員会のもと当社グループ全体のリスクを管理する。
- ②リスク管理委員会においてリスクを分析・評価し、リスクの合理的な管理、対応策の検討を行い、リスクを継続的に監視する。
- ③不測の事態が発生した場合に、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止めるための危機管理体制を整備する。
- ④リスク管理の状況については、内部監査室を通じ監査を行う。

(運用状況の概要)

リスク管理については、リスク管理委員会を定期的に（年2回）開催し、想定されるリスクについて管理を行っています。また事業継続計画を策定し、運用しています。リスク管理の状況については内部監査室による監査を行っています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、各取締役の業務執行状況を正確に把握し、迅速かつ柔軟に経営判断できるよう原則として毎月1回以上、必要に応じ随時機動的に開催し、法令で定められた事項および経営上の重要事項の付議だけでなく業績の進捗についても議論し、経営方針を決定する。
- ②各取締役の業務執行については、取締役会規程および業務分掌規程ならびに職務権限規程等の社内規則に基づく責任と権限および意思決定ルールにより、適正かつ効率的に行われる体制とする。

(運用状況の概要)

取締役会は毎月1回以上（当事業年度は12回）開催し、取締役の業務執行状況の正確な把握を図り、迅速かつ柔軟に経営判断を行っています。また取締役は、取締役会規程および業務分掌規程ならびに職務権限規程等に基づいて効率的かつ機動的な職務執行を行っています。さらに、執行役員制度を採用し、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離することにより、業務執行の責任の明確化を図るとともに、取締役会の監督機能の強化ならびに意思決定の迅速化による経営の効率化を図っています。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループ会社においても「シマセイキグループ行動基準」を共有し、コンプライアンスの推進を図る。
- ②当社グループにおける効率的な内部統制システムを構築するため、グループ会社を主管する部門等を通じ事業運営やリスク管理等に関し、グループ会社への指導・支援を行う。
- ③当社の取締役等がグループ会社の役員に就任し、情報の共有を図るとともに、グループ会社の経営に関する監督機能および経営管理体制の強化を図る。

- ④関係会社管理規程により、重要案件の当社への決裁・報告制度を通じたグループ会社の経営管理を行う。
- ⑤当社内部監査室により、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規定の遵守状況およびリスク管理状況等に関する内部監査を実施する。

(運用状況の概要)

グループ各社に「シマセイキグループ行動基準」を適用し、コンプライアンス意識の醸成を図っています。関係会社管理規程により、グループ各社からの報告や当社による承認手続きを通じて重要案件の適正な管理を行っています。内部監査室がグループ会社の内部監査を実施し、業務の適正の確保を図っています。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ①監査役の要請により、内部監査室が監査役の職務の補助を行うものとする。
- ②監査役が求めた職務に関しては、内部監査室は取締役の指揮・命令を受けないものとし、監査役の指示に従うものとする。

(運用状況の概要)

監査役の要請があれば、内部監査室が監査役の補助を行います。監査役と内部監査室は、毎月1回定期的に会議を実施し、監査業務の充実のために連携を図っています。

(7) 監査役への報告に関する体制

- ①当社および当社グループ会社の取締役、従業員等は、当社および当社グループの業務または業績に重大な影響を与える事項、法令・定款違反の行為、内部監査の実施状況、企業倫理ヘルプラインを通じた通報等について、すみやかに監査役に対して報告を行う。
- ②前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社および当社グループ会社の取締役、従業員等に対して報告を求めることができ、報告を求められた者は迅速に対応を行うものとする。
- ③監査役に報告を行った者はその報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを受けないものとする。
- ④監査役は、取締役の業務執行状況等を把握するため、重要と思われる会議に出席できるものとする。

(運用状況の概要)

監査役は、適宜当社グループの取締役、従業員等から報告を受けるとともに、重要な会議への出席やグループ各社に出向き監査に必要な情報の入手を行っています。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役がその職務の執行にあたり生じた費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ②監査役は、実効的な監査を行うため、代表取締役、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することができる。
- ③監査役独自で外部の専門家による監査業務に関する助言を受けることができる。

(運用状況の概要)

監査役がその職務の執行にあたり生じる費用については適正に前払いまたは償還を行っています。監査役は代表取締役、会計監査人と会合を行い、情報および意見の交換を行っています。また内部監査室とは毎月会議を実施し、連携を図っています。

本事業報告に記載されている金額および株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	89,470	流動負債	17,292
現金及び預金	21,641	支払手形及び買掛金	2,112
受取手形及び売掛金	51,248	電子記録債務	416
たな卸資産	18,410	短期借入金	8,162
その他の	1,266	リース債務	951
貸倒引当金	△3,097	未払法人税等	118
固定資産	41,224	賞与引当金	1,196
有形固定資産	26,964	債務保証損失引当金	293
建物及び構築物	6,833	その他の	4,041
機械装置及び運搬具	1,966	固定負債	5,452
工具器具備品	1,083	長期未払金	974
土地	12,158	リース債務	2,932
リース資産	3,551	再評価に係る繰延税金負債	23
建設仮勘定	1,371	繰延税金負債	497
無形固定資産	2,931	退職給付に係る負債	730
のれん	2,566	その他の	293
その他の	365	負債合計	22,744
投資その他の資産	11,328	純資産の部	
投資有価証券	7,515	株主資本	115,761
繰延税金資産	499	資本金	14,859
退職給付に係る資産	1,276	資本剰余金	23,423
その他の	4,004	利益剰余金	81,415
貸倒引当金	△1,967	自己株式	△3,937
		その他の包括利益累計額	△7,849
		その他有価証券評価差額金	306
		土地再評価差額金	△7,003
		為替換算調整勘定	△1,488
		退職給付に係る調整累計額	336
		新株予約権	25
		非支配株主持分	14
		純資産合計	107,950
資産合計	130,695	負債及び純資産合計	130,695

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		33,206
売上原価		21,577
売上総利益		11,629
販売費及び一般管理費		17,231
営業損失		5,602
営業外収益		
受取利息及び配当金	579	
その他の	653	1,233
営業外費用		
支払利息	199	
為替差損	812	
貸倒引当金繰入	42	
その他の	159	1,214
経常損失		5,583
特別損失		
投資有価証券評価損	891	
投資有価証券売却損	37	
関係会社株式評価損	29	
減損	10	969
税金等調整前当期純損失		6,552
法人税、住民税及び事業税	393	
法人税等調整額	1,480	1,874
当期純損失		8,427
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純損失		8,427

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		金額	負債の部		金額
科目	目		科目	目	
流動資産	及び	58,656	流動負債		16,999
現金	預	13,934	買掛金	金	2,450
受取手	手	18,868	電子記録債	務	416
売掛		13,875	短期借入金	金	8,962
製材		5,084	繰上債	務	570
仕掛		5,283	未払費用	金	2,005
貯蔵品	品	563	未払法人税等	金	346
その他	品	246	前受り	金	101
貸倒引当金	他	2,732	前受り	金	45
固定資産	金	△1,931	前受り	金	138
有形固定資産		55,207	賞与引当金	益	623
建物	産	23,128	債務保証損失引当金	金	1,046
構築物	物	5,110	固定負債		293
機械装置	置	509	長期未払金	務	4,249
車両運搬具	具	1,094	繰上債	務	971
工具器具備	品	20	再評価に係る繰延税金負債	金	1,956
土地	地	972	退職給付引当金	金	23
建物	産	11,740	繰延税金負債	金	727
一入	資	2,309	繰延税金負債	金	281
設仮	助	1,370	繰延税金負債	金	289
無形固定資産	産	340	負債合計		21,249
ソフトウェア	ア	304	純資産の部		
その他の資産	他	35	株主資本		99,302
投資	産	31,738	資本	金	14,859
投資	有価証券	6,799	資本剰余金	金	23,423
関係	社株	21,093	資本準備金	金	21,724
長期	貸付	1,402	その他資本剰余金	金	1,699
前払	費用	173	利益剰余金	金	64,956
前払	費用	830	利益準備金	金	2,124
その他	費用	2,727	その他利益剰余金	金	62,832
貸倒引当金	金	△1,287	研究開発積立金	金	12,839
			特別償却準備金	金	12
			固定資産圧縮積立金	金	38
			別途積立金	金	38,222
			繰越利益剰余金	金	11,718
			自己株	式	△3,937
			評価・換算差額等		△6,713
			その他有価証券評価差額金	金	289
			土地再評価差額金	金	△7,003
			新株予約権		25
資産合計		113,863	純資産合計		92,614
			負債及び純資産合計		113,863

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		26,096
売 上 原 価		19,301
売 上 総 利 益		6,794
販売費及び一般管理費		12,602
営 業 損 失		5,807
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	522	
そ の 他	613	1,135
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	210	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	93	
為 替 差 損	490	
そ の 他	309	1,104
経 常 損 失		5,775
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	752	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	37	
減 損 損 失	10	801
税 引 前 当 期 純 損 失		6,577
法人税、住民税及び事業税	16	
法 人 税 等 調 整 額	1,460	1,476
当 期 純 損 失		8,053

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社島精機製作所

取締役会 御中

大手前監査法人

大阪府大阪市

指定社員 公認会計士 和田 裕之 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 木 梨 讓 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社島精機製作所の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社島精機製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社島精機製作所

取締役会 御中

大手前監査法人

大阪府大阪市

指定社員 公認会計士 和田裕之 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 木梨 讓 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社島精機製作所の2019年4月1日から2020年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人大手前監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人大手前監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

株式会社島精機製作所	監査役会	常勤監査役	植田	光紀	Ⓔ
		常勤監査役	戸津井	久仁	Ⓔ
		社外監査役	新川	大祐	Ⓔ
		社外監査役	野村	祥子	Ⓔ

以上

株主総会会場ご案内図

会場：和歌山市坂田85番地 当社本社『ハイビジョンホール』 TEL：073-471-0511（代表）



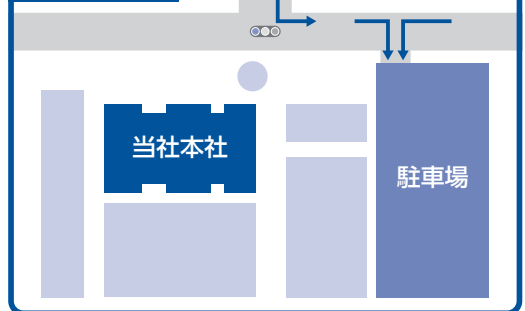
交通機関：わかやま電鉄貴志川線「神前駅」下車 徒歩約10分

神前駅より専用バスも運行いたします。
また、お帰りの際は神前駅経由JR和歌山駅まで運行いたします。

本年より、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取りやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

例年開催しておりました株主総会終了後の工場見学会につきましては、今回は取りやめとさせていただきます。あらかじめご了承ください。

駐車場のご案内



- ・駐車場入口は本社東側にごございます。
- ・入口に案内係がおりますので案内に従ってご入場ください。
- ・駐車台数に限りがございますのであらかじめご了承ください。

